

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

平成二十九年埼玉県告示第百三十三号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上田清司